

check 確認しておこう！  
**申し込み手続き** 利用する施設によって手続きが異なります

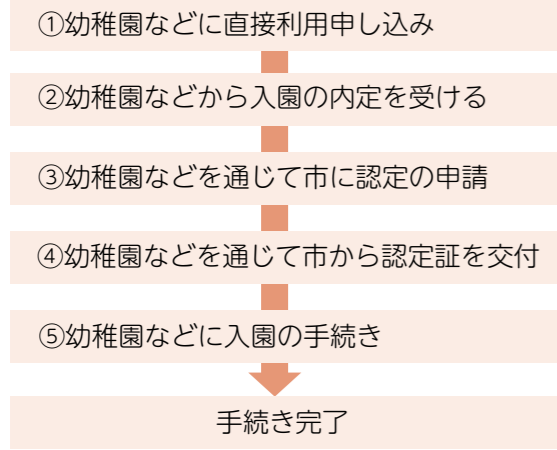
**幼稚園(※)、認定こども園  
(1号認定)**

📅 **申込期間** 9月1日(金)～

📄 **必要書類** 入園申込書

🏠 **書類の配布場所・申込場所**  
各幼稚園、各認定こども園

👤 **申し込み手続き**



※幼稚園のうち、新制度の仕組みに移行していない西那須野幼稚園・すぎのこ三島幼稚園に申し込み場合は、手続きの③と④は不要です。  
※詳しくは広報なすしおばら8月20日号2ページを参照。

📄 **各保育園・認定こども園・地域型保育施設の詳しい情報は  
こちらから CHECK!**

那須塩原市 保育園  検索

**保育園、認定こども園、地域型保育施設  
(2号・3号認定)**

📅 **申込期間**

- ・1次 10月2日(月)～31日(火)
- ・2次 11月1日(火)～12月28日(木)
- ・3次 来年1月4日(木)～31日(火)
- ・4次 来年2月1日(木)～9日(金)

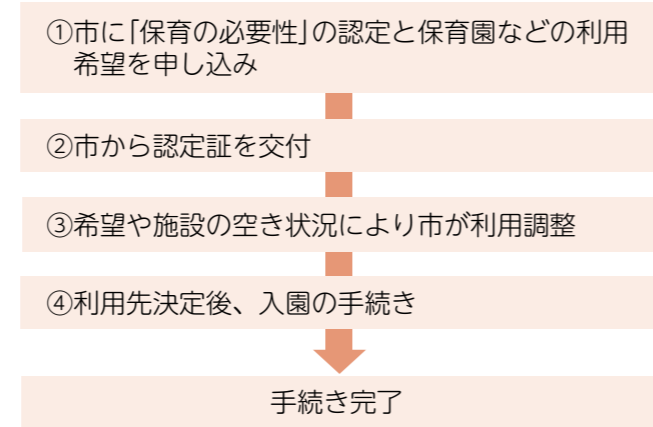
📄 **必要書類**

入園申込書、重要事項チェックシート、保育の必要性を証明する書類(事由によって必要書類が異なります)

🏠 **書類の配布場所・申込場所**

☒保育課、☒子育て支援課、☒総務福祉課、☒蕨出張所  
※申し込みに必要な書類は9月1日から配布しており、ホームページからもダウンロードできます。

👤 **申し込み手続き**



check 確認しておこう！  
**次の場合には・・・** 該当する人は次の点に注意してください

🏠 **平成29年1月1日時点で本市に住民登録がない人** 29年度の住民税決定証明書か住民税決定通知書の写しが必要です。29年1月1日時点で住民登録があった市区町村で取得してください。

👤 **来年度途中の入園を希望する人** 来年度の途中で保護者の産休・育休期間が終わり、その時点からの入園を希望する場合も、期間内に申し込みが必要です。

👤 **出産予定がある人** 平成30年度内に入園を希望する場合に限り、出産予定での申し込みが可能です。

**10月2日 受付開始** 保育園・認定こども園・地域型保育施設  
**平成30年度 園児募集** ▶問い合わせ ☎0287(46)5536

市では、来年4月以降に保育園・認定こども園・地域型保育施設への入園希望者の申し込みを受け付けます。

💡 知っておこう！  
**施設の種類の種類** 大きく分けて4種類の施設があります

**保育園**

- 特徴** 就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- 年齢** 0歳児～小学校就学前(2号認定、3号認定)
- 時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能

**幼稚園**

- 特徴** 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- 年齢** 満3歳児～小学校就学前(1号認定、認定外)
- 時間** 昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施している

**認定こども園**

- 特徴** 幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
- 年齢** 0歳児～小学校就学前(1号認定、2号認定、3号認定)
- 時間** (2号認定、3号認定の場合) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能

**地域型保育施設**

- 特徴** 19人以下の少人数で子どもを保育する施設
- 年齢** 0歳児～2歳児(3号認定のみ)
- 時間** 夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能

💡 知っておこう！  
**認定の区分** 認定区分に応じて、利用できる施設が異なります

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、昼間、教育のみを必要とする子ども(1日の教育・保育時間：4時間)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども(1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども(1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園、地域型保育施設

check 必要です！  
**保育が必要な理由** 次のいずれかに該当する場合に2号または3号認定が受けられます

- ①月48時間以上の就労
  - ②産前産後
  - ③保護者の疾病・負傷・障害
  - ④同居親族の介護
  - ⑤災害復旧
  - ⑥求職活動中
  - ⑦就学・職業訓練
  - ⑧児童虐待やDV
- ※すでに①の理由で保育施設を利用している子どもについては、保護者が下の子どもの育児休業に入っても下の子どもが1歳になる日の属する年度末まで、①～⑧の理由がなくても引き続き施設を利用できます。